

甲子園ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名以内により成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミネー)、副会長、幹事及び会計である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された9名以内の理事を加えることができる。本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

第3条 選挙と任期

第1節 会長、直前会長及び任期を遡って4名の元会長並びに会長エレクトにより構成される指名委員会は、役員及び理事を選挙する会合の1ヶ月前に次々年度会長候補者及び次年度の9名以内の理事候補者を指名しなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにあいいうお順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミネーとなるものとする。会長ノミネーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員、理事会メンバーまたは会計監査が辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクト、理事エレクトまたは会計監査エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は1年とする。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成しこれを保管する。全会員の人頭分担金及び半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日及び7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会は毎年12月第3例会日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、毎週水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（またはクラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくはクラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 会費

第1節 入会金は100,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。ただし、クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 会費は年額100,000円以上とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

第1節 本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第2節 本クラブの議事は、定款及び細則に特別の定めのない限り、出席者の過半数をもって決する。

第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。

第2節 クラブは、クラブ定款の第13条第7節に挙げられた委員会を設けるべきである。常任委員会は次の通り任命はされるべきものとする。

- ・ 会員増強委員会
この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。
- ・ クラブ広報委員会
この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。
- ・ クラブ管理運営委員会
この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。
- ・ 奉仕プロジェクト委員会
この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。
- ・ 財団関係委員会
この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団・米山奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

第4節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 委員会の任務

第1節 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

第2節 各委員会は、年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務である。

第10条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 本クラブのすべての財務処理については会計監査により徹底した年次監査を行う。第3条第1節の指名委員会は同節の定める使命と同時に会員の中から若干名の会計監査を指名する。会計監査は、理事会に対し、年度末までに監査の結果を報告しなければならない。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第11条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会の決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名及び本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 クラブは、クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第12条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、クラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

改正 2018 年 11 月 21 日